

大気関係

# 届出のしおり

大気汚染防止法  
大阪府生活環境の保全等に関する条例

ばい煙、ばいじん編

令和4年10月

堺市

## はじめに

この冊子では、大気汚染防止法（以下「法」という。）のばい煙、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）のばいじんの届出について説明しています。

法のばい煙とは、次のものをいいます。

- 1 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- 2 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 3 物の燃焼、合成、分解等の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する下記の物質
  - ・カドミウム及びその化合物
  - ・塩素及び塩化水素
  - ・フッ素・フッ化水素及びフッ化珪素
  - ・鉛及びその化合物
  - ・窒素酸化物

条例のばいじんとは、法のばいじんと同じものをいいます。

法、条例では、これらを発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準遵守義務や届出義務を設けています。

本冊子によって事業者の皆様方が法及び条例に基づくばい煙・ばいじん規制についてご理解を深めていただき、ばい煙・ばいじん排出抑制対策にご協力くださるようお願いします。

※本しおりにおいて、特段の定めがない限り、排出ガス等の量については温度が0°Cであって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量、ばい煙の濃度等については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したものとします。

## 目 次

1. 法のばい煙に関するもの.....	1
(1) ばい煙発生施設.....	1
(2) 硫黄酸化物に係る規制基準.....	3
ア 排出基準.....	3
イ 硫黄酸化物実排出量の計算.....	3
(3) 硫黄酸化物の燃料使用基準.....	3
(4) ばいじんに係る排出基準.....	4
(5) 窒素酸化物に係る排出基準.....	7
(6) 有害物質に係る規制基準.....	10
2. 条例のばいじんに関するもの.....	12
(1) 届出施設.....	12
(2) 排出基準.....	13
3. 定義 .....	15
(1) 地域区分.....	15
(2) 施設規模.....	15
(3) 標準酸素濃度補正方式による補正.....	15
4. 測定義務 .....	16
(1) 法のばい煙に係るもの.....	16
(2) 条例のばいじんに係るもの.....	16
5. 届出の種類と提出時期.....	17
6. 届出書の作成要領.....	17
(1) 事前相談.....	17
(2) 届出の提出先と提出部数.....	18
(3) 届出書の返戻.....	18
(4) 届出に必要な書類.....	18
ア 届出書及び別紙.....	18
イ 添付書類等.....	18
(5) 届出書の綴じ方.....	19
ア 法の届出書（表紙） 記載例.....	20
イ 条例の届出書（表紙） 記載例.....	21
ウ 届出書（表紙） 記載上の注意事項.....	22
エ 法の別紙1、条例の別紙1の1（ばい煙） 記載例.....	24
オ 法の別紙1、条例の別紙1の1（ばい煙） 記載上の注意事項.....	25
カ 法の別紙2、条例の別紙1の2（ばい煙） 記載例.....	27
キ 法の別紙2、条例の別紙1の2（ばい煙） 記載上の注意事項.....	28
ク 法の別紙3、条例の別紙1の3（ばい煙） 記載例.....	32
ケ 法の別紙3、条例の別紙1の3（ばい煙） 記載上の注意事項.....	33
(7) 添付書類等.....	37
ア 変更概要説明書 記載例.....	37
イ 変更概要説明書 記載上の注意事項.....	38

## 1. 法のばい煙に関するもの

### (1) ばい煙発生施設

項	用途	施設種類	規模※
一	すべて	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃焼能力（50L/時以上）
二	水性ガス、油ガスの発生	ガス発生炉 加熱炉	原料として使用する石炭・コークスの処理能力（20t/日以上） 燃焼能力（50L/時以上）
三	金属精錬、無機化学工業品の製造	ばい焼炉 焼結炉（ペレット焼成炉を含む） 煅（か）焼炉 ただし、14項を除く	処理能力（1t/時以上）
四	金属精錬	溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む） 転炉 平炉 ただし、14項を除く	
五	金属精製、鋳造	溶解炉 ただし、こしき炉、14項、24～26項を除く	
六	金属の鍛造 金属の圧延 金属、金属製品の熱処理	加熱炉	火格子面積（1m <sup>2</sup> 以上） 羽口面断面積（0.5m <sup>2</sup> 以上） 燃焼能力（50L/時以上） 変圧器容量（200kVA以上）
七	石油製品、石油化学製品の製造 コールタール製品の製造	加熱炉	
八	石油精製	流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力（200kg/時以上）
八の二	すべて	石油ガス洗浄装置に付属の硫黄回収装置のうち燃焼炉	燃焼能力（6L/時以上）
九	窯業製品製造	焼成炉 溶融炉	
一〇	無機化学工業品の製造 食料品の製造	反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む） 直火炉 ただし、26項を除く	火格子面積（1m <sup>2</sup> 以上） 燃焼能力（50L/時以上） 変圧器容量（200kVA以上）
一一	すべて	乾燥炉 ただし、14項、23項を除く	
一二	製銑 製鋼 合金鉄、カーバイドの製造	電気炉	変圧器容量（1000kVA以上）
一三	すべて	廃棄物焼却炉	火格子面積（2m <sup>2</sup> 以上） 燃焼能力（200kg/時以上）
一四	銅、鉛、亜鉛の精錬	ばい焼炉 焼結炉（ペレット焼成炉を含む） 溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む） 転炉 溶解炉 乾燥炉	処理能力（0.5t/時以上） 火格子面積（0.5m <sup>2</sup> 以上） 羽口面断面積（0.2m <sup>2</sup> 以上） 燃焼能力（20L/時以上）

項	用途	施設種類	規模※
一五	カドミウム系顔料の製造 炭酸カドミウムの製造	乾燥施設	容量 (0.1m <sup>3</sup> 以上)
一六	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素 (塩化水素は塩素換算量) の処理能力 (50kg/時以上)
一七	塩化第二鉄の製造	溶解槽	
一八	活性炭製造	反応炉 ただし、塩化亜鉛を使用するものに限る	燃焼能力 (3L/時以上)
一九	化学製品製造	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設 ただし、塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り 16~18 項及び密閉式のものを除く	原料として使用する塩素 (塩化水素は塩素換算量) の処理能力 (50kg/時以上)
二〇	アルミニウムの精錬	電解炉	電流容量 (30kA 以上)
二一	燐、燐酸の製造 燐酸質肥料の製造 複合肥料の製造	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉 ただし、原料に燐鉱石を使用するものに限る	原料として使用する燐鉱石の処理能力 (80kg/時以上) 燃焼能力 (50L/時以上) 変圧器容量 (200kVA 以上)
二二	フッ酸の製造	凝縮施設 吸収施設 蒸留施設 ただし、密閉式のものを除く	伝熱面積 (10m <sup>2</sup> 以上) ポンプ動力 (1kW 以上)
二三	トリポリ燐酸ナトリウムの製造	反応施設 乾燥炉 焼成炉 ただし、原料に燐鉱石を使用するものに限る	処理能力 (80kg/時以上) 火格子面積 (1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (50L/時以上)
二四	鉛合金の製造を含む鉛の二次精錬 鉛の管、板、線の製造	溶解炉	燃焼能力 (10L/時以上) 変圧器容量 (40kVA 以上)
二五	鉛蓄電池製造	溶解炉	燃焼能力 (4L/時以上) 変圧器容量 (20kVA 以上)
二六	鉛系顔料の製造	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設	容量 (0.1m <sup>3</sup> 以上) 燃焼能力 (4L/時以上) 変圧器容量 (20kVA 以上)
二七	硝酸の製造	吸収施設 漂白施設 濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 (100kg/時以上)
二八	すべて	コークス炉	処理能力 (20 t / 日以上)
二九	すべて	ガスタービン	燃焼能力 (50L/時以上)
三〇	すべて	ディーゼル機関	
三一	すべて	ガス機関	燃焼能力 (35L/時以上)
三二	すべて	ガソリン機関	

備考1 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

備考2 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。

## (2) 硫黄酸化物に係る規制基準

### ア 排出基準

$$q = K \cdot 10^{-3} \cdot He^2$$

$q$  : 硫黄酸化物の量 ( $m^3/\text{時}$ )

$K$  : 地域ごとに定められた値 (地域区分については「3. 定義 (1) 地域区分」参照)

地域区分	A	B	C
K	1.17	1.75	17.5

$He$  : 補正された排出口高さ(m)

### イ 硫黄酸化物実排出量の計算

#### (ア) 燃料中硫黄分からの算出

$$q = W \times \rho \times S \times 10^2 \times 0.7$$

$q$  : 硫黄酸化物の量 ( $m^3/\text{時}$ )

$W$  : 燃料の燃焼能力 (L/時)

$\rho$  : 比重

$S$  : 燃料中硫黄分 (%)

#### (イ) 排出ガス中硫黄酸化物濃度が既知の場合の算出

$$q = G' \times C \times 10^{-6}$$

$G'$  : 最大乾き排出ガス量 ( $m^3/\text{時}$ )

$C$  : 排出ガス中硫黄酸化物濃度 (ppm)

#### (ウ) 金属溶解炉のうちキュポラの場合の算出

キュポラは、原料コークス中の硫黄分がすべて硫黄酸化物として大気放出されるのではなく、一部は製品中に吸収される。このため、実排出量は吸収効率を考慮し以下の式で計算する。

$$q = W \times S \times 10^2 \times 0.7 \times (100-a) / 100$$

$W$  : コークス量 (kg/時)

$S$  : コークス中硫黄分 (%)

$a$  : 吸收効率 (%) 効率設定が困難な場合には 60%とする

## (3) 硫黄酸化物の燃料使用基準

硫黄酸化物の燃料使用基準は、硫黄酸化物総量規制地域内で総量規制を適用されない規模の工場及び事業場について適用され、工場・事業場に設置されている全てのばい煙発生施設で使用する燃料（重油、都市ガス等の燃料）の加重平均硫黄含有率の許容限度である。燃料の硫黄含有率の算出は、次式によって行う。

$$S = \sum B_n P_n S_n / (\sum B_n \times \rho)$$

$B_n$  : 通常の燃料使用量 (L/日)

$B_{n\text{換}}$  : 通常の燃料使用量の重油換算 (L/日)

$P_n$  : 燃料比重

$\rho$  : 代表的な重油比重

$S_n$  : 燃料中硫黄分 (%)

燃料使用量の区分 (kL/h)	指定地域区分			
	A-1	A-2	B-1	B-2
0.8 以上	総量規制基準の適用を受ける			
0.5 以上 0.8 未満	0.35	0.5	0.5	0.8
0.5 未満	0.35	0.8	0.8	1.0

指定地域区分については「3. 定義 (1) 地域区分」参照

#### (4) ばいじんに係る排出基準

昭和57年6月1日以後設置の施設についての排出基準である。

但し、廃棄物焼却炉については、平成10年7月1日以後設置の施設とする。

令別表 第1	規則 別表 第2	ばい煙発生施設の種類	排出ガス規模	排出基準(g/m <sup>3</sup> )		On O の数値は設 定値
			(万m <sup>3</sup> /h)	A 地域	A 地域以外	
一	1	ガス専焼ボイラー	4 以上	0.03	0.05	5
			4 未満	0.05	0.10	
	2	重油等の液体燃料専焼ボイラー ガス液体燃料混焼ボイラー	20 以上	0.04	0.05	4
			4~20	0.05	0.15	
			1~4	0.15	0.25	
			1 未満	0.15	0.30	
	3	黒液燃焼ボイラー	20 以上	0.10	0.15	Os (4)
			4~20	0.15	0.25	
			4 未満	0.15	0.30	
	4	石炭燃焼ボイラー	20 以上	0.05	0.10	6
			4~20	0.10	0.20	
			4 未満	0.15	0.30	
二	5	触媒再生塔附属ボイラー		0.15	0.20	4
	6	1から5に掲げるもの以外のボイ ラー (例: 固体燃焼ボイラー)	4 以上	0.15	0.30	当分の間 Os (6)
			4 未満	0.20	0.30	
	備考: 小型ボイラー(伝熱面積が 10m <sup>2</sup> 未満)については、ガス、灯油、軽油又は、A重油を専焼または混焼させるものについては排出基準を当分の間適用しない。 その他の小型ボイラー施設に対しては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対して定められている基準が適用される。					
	7	ガス発生炉		0.03	0.05	7
	8	加熱炉		0.03	0.10	7
	9	焙焼炉	4 以上	0.05	0.10	Os
			4 未満	0.10	0.15	
	10	フェロマンガン製造用焼結炉		0.10	0.20	Os
	11	その他の焼結炉		0.10	0.15	Os
三	12	煅(か)焼炉	4 以上	0.10	0.20	Os
			4 未満	0.15	0.25	
	13	溶鉱炉のうち高炉		0.03	0.05	Os
	14	その他の溶鉱炉		0.08	0.15	Os
	15	転炉		0.08	0.10	Os
四	16	平炉	4 以上	0.05	0.10	Os
			4 未満	0.10	0.20	
	17	金属溶解炉(アルミニウムの地金 若しくは合金の製造又はアルミ ニウムの再生用反射炉) 上に掲げるもの以外の金属溶解 炉	4 未満	0.10	0.20	Os
			4 以上	0.05	0.10	
			4 未満	0.10	0.20	
五	18	金属加熱炉	4 以上	0.08	0.10	当分の間 Os (11)
			4 未満	0.10	0.20	
	19	石油加熱炉(潤滑油の製造の用に 供するもの)	4 以上	0.05	0.10	6
六			4 未満	0.08	0.15	6
20	触媒再生塔		0.15	0.20		

令別表 第1	規則 別表 第2	ばい煙発生施設の種類	排出ガス規模	排出基準(g/m <sup>3</sup> )		On 0 の数値は設 定値
			(万m <sup>3</sup> /h)	A 地域	A 地域以外	
八の二	21	硫黄回収燃焼炉		0.05	0.10	8
九	22	石灰焼成炉のうち土中釜		0.20	0.40	15
	23	その他の石灰焼成炉		0.15	0.30	15
	24	セメント製造用焼成炉		0.05	0.10	10
	25	耐火レンガ、耐火物原料製造用の 焼成炉	4 以上	0.05	0.10	18
			4 未満	0.10	0.20	
	26	その他の焼成炉	4 以上	0.08	0.15	当分の間 Os (15)
			4 未満	0.15	0.25	
	27	板ガラス又はガラス繊維製品の 製造の用に供する溶融炉	4 以上	0.05	0.10	15
			4 未満	0.08	0.15	
一〇	28	光学ガラス・電気ガラス又はフリ ットの製造の用に供する溶融炉	4 以上	0.05	0.10	16
			4 未満	0.08	0.15	
一一	29	その他の溶融炉	4 以上	0.05	0.10	15
			4 未満	0.10	0.20	
一二	30	反応炉及び直火炉	4 以上	0.08	0.15	当分の間 Os (6)
			4 未満	0.10	0.20	
一二	31	活性炭製造用の反応炉及び直火 炉 (排出ガス 1 万 m <sup>3</sup> /h 未満)		0.15	0.20	当分の間 Os (6)
	32	骨材乾燥炉		0.20	0.50	16
			備考 : 直接熱風乾燥炉は On=Os			
		その他の乾燥炉	4 以上	0.08	0.15	16
一三	33	合金鉄製造用電気炉 (珪素含有量 40%以上)		0.10	0.20	Os
	34	合金鉄製造用電気炉 (珪素含有量 40%未満) カーバイドの製造の用に供する 電気炉		0.08	0.15	Os
	35	その他の電気炉		0.05	0.10	Os
一四	36	廃棄物焼却炉	4(t/時間)以上	0.04	12	
			2~4(t/時間)	0.08		
			2 未満(t/時間)	0.15		
			備考: 焼却炉の規模は焼却能力			
一五	38	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉	4 以上	0.05	0.10	Os
			4 未満	0.08	0.15	
	39	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉 (ペレ ット焼成炉含)		0.10	0.15	Os
	40	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉 (溶鉱 用反射炉含)		0.08	0.15	Os
	41	銅、鉛、亜鉛精錬用転炉		0.08	0.15	Os
	42	銅、鉛、亜鉛精錬用溶解炉	4 以上	0.05	0.10	Os
一六	43	銅、鉛、亜鉛精錬用乾燥炉	4 未満	0.10	0.20	
			4 以上	0.08	0.15	16
			4 未満	0.10	0.20	
			備考 : 直接熱風乾燥炉は On=Os			

令別表 第1	規則 別表 第2	ばい煙発生施設の種類	排出ガス規模	排出基準(g/m <sup>3</sup> )		On 0 の数値は設 定値
			(万m <sup>3</sup> /h)	A 地域	A 地域以外	
一八	44	活性炭製造用反応炉(塩化亜鉛を使用するもの)		0.15	0.30	6
二〇	45	アルミニウム精錬用電解炉		0.03	0.05	Os
二一	46	磷、磷酸、磷酸質肥料、複合肥料製造用焼成炉		0.08	0.15	15
二一	47	磷、磷酸、磷酸質肥料、複合肥料製造用溶解炉		0.10	0.20	Os
二三	48	トリポリ磷酸ナトリウム製造用乾燥炉		0.05	0.10	16
			備考:直接熱風乾燥炉はOn=Os			
	49	トリポリ磷酸ナトリウム製造用焼成炉		0.08	0.15	15
二四	50	鉛の二次精錬 鉛の管、板、線の製造用溶解炉	4 以上 4 未満	0.05 0.10	0.10 0.20	Os
二五	51	鉛蓄電池製造用溶解炉	4 以上 4 未満	0.05 0.08	0.10 0.15	
二六	52	鉛系顔料製造用溶解炉	4 以上 4 未満	0.05 0.08	0.10 0.15	Os
	53	鉛系顔料製造用反射炉		0.05	0.10	Os
	54	鉛系顔料製造用反応炉(硝酸鉛製造用を除く)		0.03	0.05	6
			備考:鉛酸化物製造用反応炉はOn=Os			
二八	55	コークス炉		0.10	0.15	7
			備考:電気炉はOn=Os			
二九	56	ガスタービン		0.04	0.05	16
			備考:昭和63年1月31日以前に設置されたものは当分の間適用しない。 非常用については当分の間適用しない			
三〇	57	ディーゼル機関		0.08	0.10	13
			備考:昭和63年1月31日以前に設置されたものは当分の間適用しない。 非常用については当分の間適用しない			
三一	58	ガス機関		0.04	0.05	0
			備考:非常用については当分の間適用しない			
三二	59	ガソリン機関		0.04	0.05	0
			備考:非常用については当分の間適用しない			

備考1 地域区分A, 地域区分A以外は「3 定義(1) 地域区分」参照

備考2 On、Osは「3 定義(3) 標準酸素濃度補正方式による補正」参照

## (5) 窒素酸化物に係る排出基準

排出基準は設置年月日ごとに区分があり、表中の基準値は最も新しい基準値である。

その他の基準値はホームページ参照のこと。

項	細番	施設の種類 (熱源として電気を使用するものを除く)	排出ガス規模等 (万m <sup>3</sup> /時)	排出基準 (ppm)	On
一	①	ガス専焼ボイラー (ガス専焼ボイラーのうち、小型ボイラー(伝熱面積が10m <sup>2</sup> 未満のもの)については、当分の間、排出基準を適用しない)	50以上	60	5
			4~50	100	
			1~4	130	
			1未満	150	
	②	固体燃焼ボイラー(③を除く) うち、散布式ストーカー石炭燃焼ボイラー	70以上	200	6
			4~70	250	
			4未満	350	
				320	
	③	固体燃焼小型ボイラー		350	
	④	液体燃焼小型ボイラー(灯油、軽油、A重油以外) (軽質燃料(灯油、軽油、A重油)を専燃させるものは当分の間適用しない)		260	4
二	①	ガス発生炉加熱炉		150	7
三	①	焙焼炉		220	14
	②	焼結炉		220	15
	③	煅(か)焼炉		200	10
四	①	溶鉱炉		100	15
五	①	金属溶解炉(キュポラを除く)		180	12
六	①	ラジアントチューブ型金属加熱炉	10以上	100	11
			0.5~10	150	
			0.5未満	180	
	②	鍛接鋼管用金属加熱炉	10以上	100	11
			1~10	180	
			0.5~1	150	
			0.5未満	180	
	③	金属加熱炉(①、②以外)	10以上	100	11
			1~10	130	
			0.5~1	150	
			0.5未満	180	
七	①	石油製品、石油化学製品等の製造用加熱炉 例) エチレン製造分解炉 エチレン製造独立改質炉 メタノール製造改質炉等	4以上	100	6
			1~4	130	
			0.5~1	150	
			0.5未満	180	
八	①	触媒再生塔		250	6
八の二	①	燃焼炉		250	8
九	①	石灰焼成炉(ガス燃焼ロータリーキルン)		250	15
	②	セメント焼成炉(湿式)	10以上	250	10
			10未満	350	
	③	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉		400	18

項	細番	施設の種類 (熱源として電気を使用するものを除く)	排出ガス規模等 (万m <sup>3</sup> /時)	排出基準 (ppm)	On
九	④	板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉		360※	15
	⑤	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉		800※	16
	⑥	その他ガラス製造用溶融炉		450※	15
	⑦	その他焼成炉、溶融炉		180	15
一〇	①	反応炉、直火炉(②、③以外)		180	6
	②	硫酸カリウム製造用反応炉		180	6
	③	硫酸製造用反応炉(NO <sub>x</sub> 触媒)		180	6
一一	①	乾燥炉		230	16
一三	①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続炉)		450	12
	②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉) (ニトロ化合物、アミノ化合物、シアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造・使用する工程か、アンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの)	4以上	250	12
	③	廃棄物焼却炉(連続炉①、②以外)	4未満	700	
	④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4以上	250	12
一四	①	銅、鉛、亜鉛精錬用ばい焼炉		220	14
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉		220	15
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉(④、⑤以外)		100	15
	④	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉱さい処理炉(石灰、コークスを燃料・還元剤とするもの)		450	15
	⑤	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立型蒸留炉		100	15
	⑥	溶解炉(⑦以外)		180	12
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち精製炉(アンモニアを還元剤とするもの)		330	12
	⑧	乾燥炉		180	16
一八	①	活性炭製造用反応炉		180	6
二一	①	燐等製造用焼成炉		180	15
	②	燐等製造用溶解炉		600	15
二三	①	トリポリ磷酸ナトリウム製造用焼成炉		180	15
	②	トリポリ磷酸ナトリウム製造用乾燥炉		180	16
二四	①	鉛二次精錬等用溶解炉		180	12
二五	②	鉛蓄電池製造用溶解炉		180	12
二六	①	鉛系顔料製造用溶解炉		180	12
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		180	Os
	③	反射炉		180	15
	④	反応炉(⑤を除く)		180	6
	⑤	鉛酸化物・硝酸鉛製造用反応炉		180	Os
二七	①	硝酸製造施設		200	Os
二八	②	コークス炉		170	7
二九	①	ガスタービン		70	16
				備考:非常用については当分適用しない	
三〇	①	ディーゼル機関	シリンダー径 400mm以上	1200	13
			シリンダー径 400mm未満	950	
					備考:非常用については当分適用しない

項	細番	施設の種類 (熱源として電気を使用するものを除く)	排出ガス規模等 (万 m <sup>3</sup> /時)	排出基準 (ppm)	On
三一	①	ガス機関		600	0
			備考:非常用については当分適用しない		
三二	①	ガソリン機関		600	0
			備考:非常用については当分適用しない		

備考 1 ※酸素燃焼方式によるものについては、標準酸素濃度補正式に補正項（1/4）を乗じて得られた数値に対して排出基準を適用する。

2 On、Osは「3定義（3）標準酸素濃度補正式による補正」参照

(6) 有害物質に係る規制基準

1. カドミウム及びその化合物

	用途	施設名	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> )
九	ガラス又はガラス製品の製造 (原料として硫化カドミウム又は 炭酸カドミウムを使用するもの)	焼成炉	1.0
		溶融炉	
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬	焙燒炉	1.0
		焼結炉 (ペレット焼成炉含む)	
		溶鉱炉 (溶鉱用反射炉含む)	
		転炉	
		溶解炉	
一五	カドミウム系顔料 炭酸カドミウム	乾燥炉	1.0
		乾燥施設	

2. 塩素

	用途	施設名	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> )
一六	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	30
一七	塩化第二鉄の製造	溶解槽	30
一八	活性炭の製造	反応炉	30
一九	化学製品の製造	塩素反応施設	30
		塩化水素反応施設	
		塩化水素吸収施設	

3. 塩化水素

	用途	施設名	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> )
一三	すべて	廃棄物焼却炉	700 (酸素濃度補正 12%)
一六	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	80
一七	塩化第二鉄の製造	溶解槽	80
一八	活性炭の製造	反応炉	80
一九	化学製品の製造	塩素反応施設	80
		塩化水素反応施設	
		塩化水素吸収施設	

#### 4. 弗素、弗化水素及び弗化珪素

	用途	施設名	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> )
九	ガラス又はガラス製品の製造 (原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するもの)	焼成炉	10
		溶融炉	
二〇	アルミニウムの精錬	電解炉	1.0
		※電解炉から直接吸引されるダクトを通じて排出口から排出される場合	3.0
二一	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造	反応施設（過磷酸又は重過磷酸石灰の製造の用に供する物を除く）	10
		反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る）	15
		濃縮施設	10
		焼成炉	20
		溶解炉（磷酸質肥料の製造の用に供する物を除く）	10
		溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る）	15
二二	弗酸の製造	溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る）	20
		凝縮施設	10
		吸收施設	
二三	トリポリ磷酸ナトリウムの製造	蒸留施設	10
		反応施設	
		乾燥炉	
		焼成炉	

#### 5. 鉛及びその化合物

	用途	施設名	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> )
九	ガラス又はガラス製品の製造 (原料として酸化鉛を使用するものに限る)	焼成炉	20
		溶融炉	
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬	焙燒炉	10
		転炉	
		溶解炉	
		乾燥炉	30
		焼結炉	
		溶鉱炉	
二四	鉛の第二次精錬又は鉛の管、板もしくは線の製造	溶解炉	10
二五	鉛蓄電池の製造	溶解炉	10
二六	鉛系顔料	溶解炉	10
		反射炉	
		反応炉	
		乾燥施設	

## 2. 条例のばいじんに関するもの

### (1) 届出施設

用途	項	施設種類	規模※
食料品の製造	一	反応炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上 1 m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
	二	直火炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)
	三	加熱炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)
無機化学工業品の製造	四	ばい焼炉	処理能力 (1 t /時未満)
	五	焼結炉 (ペレット焼成炉を含む)	
	六	煅(か)焼炉	
	七	反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装置を含み鉛系顔料製造用を除く)	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上 1 m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
	八	直火炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)
	九	加熱炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)
カーバイドの製造	一〇	電気炉	変圧器容量 (1000kVA 未満)
窯業製品の製造	一一	焼成炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上 1 m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
	一二	溶融炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)
	一三	加熱炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)
金属の精錬 (銅、鉛又は亜鉛の精錬を除く)	一四	ばい焼炉	処理能力 (1 t /時未満)
	一五	焼結炉 (ペレット焼成炉を含む)	
金属の精錬	一六	煅(か)焼炉	
金属の精製又は鋳造 以下を除く こしき炉 銅・鉛・亜鉛の精錬 鉛の第二次精錬 (鉛合金製造を含む) 鉛の管・板・線の製造 鉛蓄電池の製造 鉛系顔料の製造用溶解炉・反射炉	一七	溶解炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上 1 m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満) 羽口面断面積 (0.5m <sup>2</sup> 未満)
金属製錬 合金の製造	一八	溶解炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)
金属の鍛造 金属の圧延 金属・金属製品の熱処理	一九	加熱炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上 1 m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
金属・金属製品の溶融めっき	二〇	加熱炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (30L/時以上) 変圧器容量 (100kVA 以上)

用途	項	施設種類	規模※
製銑 製鋼 合金鉄の製造	二一	電気炉	変圧器容量 (1000kVA 未満)
金属の精製 金属の製鍊 合金の製造	二二	電気炉	すべて
すべて (銅・鉛・亜鉛の精鍊用を除く)	二三	乾燥炉	火格子面積 (0.5m <sup>2</sup> 以上 1 m <sup>2</sup> 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
すべて	二四	廃棄物焼却炉	焼却能力 (100kg/時以上 200kg/時未満) 火格子面積 (1 m <sup>2</sup> 以上 2 m <sup>2</sup> 未満)

備考1 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

備考2 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。

## (2) 排出基準

項	施設種類	排ガス規模 (万m <sup>3</sup> /h)	排出基準 (g/m <sup>3</sup> )		On※
			A 地域	A 地域 以外	
一 1	反応炉		0.10	0.20	Os
二 2	直火炉		0.10	0.20	Os
三 3	加熱炉	4 以上	0.08	0.15	Os
		4 未満	0.10	0.20	Os
四 4	ばい焼炉		0.10	0.15	Os
五 5	焼結炉		0.10	0.15	Os
六 6	煅(か)焼炉		0.15	0.25	Os
七 7	反応炉 (活性炭製造用のもの (塩化亜鉛を使用するものを除く))	1 以上	0.10	0.20	Os
		1 未満	0.15	0.20	Os
八 8	反応炉 (7 項以外のもの)		0.10	0.20	Os
九 9	直火炉		0.10	0.20	Os
九 10	加熱炉	4 以上	0.08	0.15	Os
		4 未満	0.10	0.20	Os
一〇 11	電気炉		0.08	0.15	Os
一一	石灰焼成炉 (土中釜)		0.20	0.40	15
	石灰焼成炉 (12 項以外のもの)		0.15	0.30	15
	焼成炉 (セメント製造用のもの)		0.05	0.10	10
	焼成炉 (耐性レンガ又は耐火物原料製造用のもの)		0.10	0.20	18
	焼成炉 (12 項～15 項以外のもの)		0.15	0.25	Os
一二	板ガラス又はガラス繊維製品 (ガラス繊維を含む) の製造用溶融炉		0.08	0.15	15
	光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用溶融炉		0.08	0.15	16
	溶融炉 (17 項、18 項以外のもの)		0.10	0.20	15
一三 20	加熱炉	4 以上	0.08	0.15	15
		4 未満	0.15	0.25	15

項	施設種類	排ガス規模 (万m <sup>3</sup> /h)	排出基準 (g/m <sup>3</sup> )		On※
			A 地域	A 地域 以外	
一四	21 ばい焼炉		0.10	0.15	Os
一五	22 焼結炉 (フェロマンガン製造用のもの)		0.10	0.20	Os
	23 焼結炉 (22項以外のもの)		0.10	0.15	Os
一六	24 煙(か)焼炉		0.15	0.25	Os
一七	25 溶解炉 (アルミニウム再生用反射炉)		0.10	0.20	Os
	26 溶解炉 (25項以外のもの)		0.10	0.20	Os
一八	27 溶解炉	4 以上	0.05	0.10	Os
	28 溶解炉 (アルミニウムの地金又は合金製造用反射炉)	4未満	0.10	0.20	Os
	29 溶解炉 (28項以外のもの)	4未満	0.10	0.20	Os
一九	30 加熱炉		0.10	0.20	Os
二〇	31 加熱炉	4 以上	0.08	0.10	Os
		4未満	0.10	0.20	Os
二一	32 電気炉 (合金鉄製造用 (珪素含有率40%以上))		0.10	0.20	Os
	33 電気炉 (合金鉄製造用 (珪素含有率40%未満))		0.08	0.15	Os
	34 電気炉 (32項、33項以外のもの)		0.05	0.10	Os
二二	35 電気炉		0.05	0.10	Os
二三	36 骨材乾燥炉		0.20	0.50	16
			備考:直接熱風乾燥炉は On=Os		
二四	37 乾燥炉 (36項以外のもの)		0.10	0.20	16
			備考:直接熱風乾燥炉は On=Os		
二四	38 廃棄物焼却炉 (連続炉のもの)		0.15	0.50	Os
	39 廃棄物焼却炉 (38項以外のもの)		0.25	0.50	Os

備考1 ※熱源として電気を使用する施設は On=Os とする

備考2 地域区分A, 地域区分A以外は「3 定義（1）地域区分」参照

備考3 On、Os は「3 定義（3）標準酸素濃度補正方式による補正」参照

### 3. 定義

#### (1) 地域区分

地域区分		指定地域区分	
A	大気汚染防止法施行令別表第3の第58号に掲げる区域	A-1	堺市の区域のうちJR阪和線以西の区域(石津川左岸線以南の区域のうち府道大阪臨海線以東の区域を除く)
		A-2	A区域のうちA-1区域以外
B	大気汚染防止法施行令別表第3の第59号に掲げる区域	B-2	堺市美原区

備考 この表に掲げる区域は、昭和49年2月1日における行政区画によって表示されたものとする。

#### (2) 施設規模

項目	解説																				
火格子面積	火格子の水平投影面積																				
燃焼能力	バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算したものの1時間値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>燃料の量</th> <th>重油の量(L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原油又は軽油</td> <td>1L</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>ナフサ又は灯油</td> <td>1L</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス</td> <td>1kg</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス</td> <td>1kg</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>都市ガス(13A)(注)</td> <td>1m<sup>3</sup></td> <td>1.14</td> </tr> </tbody> </table> ※その他の燃料においては1kL(固体燃料又は液体燃料にあっては1kg)当たりの発熱量(総(高)発熱量とする)に相当する発熱量を有する重油(発熱量43,950kJ/kg、比重0.9)の量とする。 (注) 平成15年2月27日以降に届出が生じた場合に限る。それより以前に届出がなされているものについては、1.17を適用する。			燃料の種類	燃料の量	重油の量(L)	原油又は軽油	1L	0.95	ナフサ又は灯油	1L	0.9	液化天然ガス	1kg	1.3	液化石油ガス	1kg	1.2	都市ガス(13A)(注)	1m <sup>3</sup>	1.14
燃料の種類	燃料の量	重油の量(L)																			
原油又は軽油	1L	0.95																			
ナフサ又は灯油	1L	0.9																			
液化天然ガス	1kg	1.3																			
液化石油ガス	1kg	1.2																			
都市ガス(13A)(注)	1m <sup>3</sup>	1.14																			
定格容量	原動機又は変圧器の定格容量																				
処理能力	原料の処理能力の1時間値																				
容量	炉等の容積																				
羽口面断面積	羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積																				
焼却能力	焼却量の1時間値																				

#### (3) 標準酸素濃度補正方式による補正

ばいじん及び窒素酸化物の量は以下の式により算出された値とする。

$$C = C_s \cdot (O_n - O_s) / (21 - O_s)$$

C : ばいじんの量(g) 又は窒素酸化物の量(cm<sup>3</sup>)

C<sub>s</sub> : 測定されたばいじん又は窒素酸化物の値

O<sub>n</sub> : 各施設に掲げる値(熱源として電気を使用するものはO<sub>s</sub>とする)

O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度(当該濃度が20%を超える場合は20%とする)

## 4. 測定義務

### (1) 法のばい煙に係るもの

下表のとおり測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

ばい煙等	施設の区分		測定頻度	測定方法	備考
硫黄酸化物	排出量 10m <sup>3</sup> /時 以上の施設	特定工場等	常時	JIS K 0103 JIS Z8808 JIS K 2301 JIS K 2541-1~7 JIS K 8813 JIS Z8762-1~4 JIS Z8763	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料点火等において排出されるばいじんは含まれない</li> <li>・ばいじん量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする</li> </ul>
		特定工場等 以外	2ヶ月に1回以上		
ばいじん	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上*1		2ヶ月に1回以上 *3	JIS Z8808	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料点火等において排出されるばいじんは含まれない</li> <li>・ばいじん量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする</li> </ul>
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満*2		年2回以上*3*4		
窒素酸化物	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上	特定工場等	常時	JIS K 0104	<ul style="list-style-type: none"> <li>①すすの掃除を行う場合等において排出される有害物質は含まれない</li> </ul>
		特定工場等 以外	2ヶ月に1回以上		
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満		年2回以上*4		
カドミウム及 びその化合物	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上 4万 m <sup>3</sup> /時以上		2ヶ月に1回以上	JIS Z8808 JIS K 0083	<ul style="list-style-type: none"> <li>①すすの掃除を行う場合等において排出される有害物質は含まれない</li> </ul>
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満 4万 m <sup>3</sup> /時未満		年2回以上*4		
鉛及びその化 合物	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上		2ヶ月に1回以上	JIS Z8808 JIS K 0083	<ul style="list-style-type: none"> <li>②有害物質の量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする</li> </ul>
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満 4万 m <sup>3</sup> /時未満		年2回以上*4		
塩素	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上 4万 m <sup>3</sup> /時以上		2ヶ月に1回以上	JIS K 0106	<ul style="list-style-type: none"> <li>②有害物質の量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする</li> </ul>
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満 4万 m <sup>3</sup> /時未満		年2回以上*4		
塩化水素	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上 4万 m <sup>3</sup> /時以上		2ヶ月に1回以上	JIS K 0107	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ガス専焼のボイラー、ガスターイン及びガス機関については、5年に1回以上とする。</li> <li>※燃料電池用改質器（ガス発生炉）については、ばいじん、窒素酸化物ともに5年に1回以上とする。</li> </ul>
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満 4万 m <sup>3</sup> /時未満		年2回以上*4		
フッ素、フッ 化水素及びフ ッ化珪素	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上 4万 m <sup>3</sup> /時以上		2ヶ月に1回以上	JIS K 0105	<ul style="list-style-type: none"> <li>④1年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6月以上のばい煙発生施設については年1回以上とする。</li> </ul>
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満 4万 m <sup>3</sup> /時未満		年2回以上*4		

\*1 廃棄物焼却炉については、焼却能力4トン/時以上

\*2 廃棄物焼却炉については、焼却能力4トン/時未満

\*3 ガス専焼のボイラー、ガスターイン及びガス機関については、5年に1回以上とする。

※燃料電池用改質器（ガス発生炉）については、ばいじん、窒素酸化物ともに5年に1回以上とする。

\*4 1年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6月以上のばい煙発生施設については年1回以上とする。

### (2) 条例のばいじんに係るもの

6ヶ月に1回以上((1) 法のばい煙に係るものばいじん測定方法及び備考参照) 测定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

## 5. 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期							
ばい煙発生施設又は届出施設（以下「届出施設等」という。）を設置しようとする場合	設置届	工事着手予定日の 61 日以上前							
法・条例の改正等によって新たに届出施設等となった場合	使用届	届出施設となった日から 30 日以内							
届出施設等の構造、使用の方法、処理の方法を変更しようとする場合	変更届	変更工事着手予定日の 61 日以上前							
次の事項を変更した場合 <table border="1"><tr><td rowspan="2">個人</td><td>①届出者の氏名・住所</td></tr><tr><td>②工場・事業場の名称・所在地</td></tr><tr><td rowspan="3">法人</td><td>①法人の名称・本社所在地</td></tr><tr><td>②代表者の氏名</td></tr><tr><td>③工場・事業場の名称・所在地</td></tr></table>	個人	①届出者の氏名・住所	②工場・事業場の名称・所在地	法人	①法人の名称・本社所在地	②代表者の氏名	③工場・事業場の名称・所在地	氏名等変更届	変更日から 30 日以内
個人		①届出者の氏名・住所							
	②工場・事業場の名称・所在地								
法人	①法人の名称・本社所在地								
	②代表者の氏名								
	③工場・事業場の名称・所在地								
届出施設等を廃止した場合	廃止届	廃止日から 30 日以内							
届出施設等を譲渡、合併、相続等により承継した場合	承継届	承継日から 30 日以内							

## 6. 届出書の作成要領

### （1）事前相談

堺市では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると受理できないために、工事の着工が遅れたり、計画していた施設が規制基準に適合していないことによる計画変更命令を受けたりすることがあります。これを防ぐためにも、堺市まで事前に相談くださいますようお願いします。

## (2) 届出の提出先と提出部数

提出先：堺市 環境局 環境保全部 環境対策課

届出書に記載する宛名： 堀市長

提出部数：2部（正本1部、副本1部）

## (3) 届出書の返戻

届出の審査が終了した後、提出された写しのうち1部が返戻されますので、書類は、必ず大切に保管してください。

## (4) 届出に必要な書類

届出には、アの届出書及び別紙、イの添付書類の両方が必要です。

### ア 届出書及び別紙

法に係る届出	条例に係る届出
ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書	届出施設設置（使用・変更）届出書
ばい煙発生施設の構造（別紙1）	届出施設の構造（ばい煙）（別紙1の1）
ばい煙発生施設の使用の方法（別紙2）	届出施設の使用又は管理の方法（ばい煙）（別紙1の2）
ばい煙の処理の方法（別紙3）	ばい煙等の処理等の方法（ばい煙）（別紙1の3）

### イ 添付書類等

#### （ア）届出に必要な書類、図面等

必要な書類	備考
届出施設等及びばい煙処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図）	
届出施設等の構造概要図（主要寸法を記入したもの）	
ばい煙処理施設（ばい煙等の処理を行う施設）（煙突、フード、ダクト等を含む。）の概要図（主要寸法及び測定箇所を記入したもの）	処理施設がある場合のみ添付
変更概要説明書	変更届の場合のみ添付
その他特に必要と認めた書類 〈例〉届出の計算の根拠を示す書類 燃料、原料等の性状分析表 排出ガスの測定データ	特に求めた場合のみ

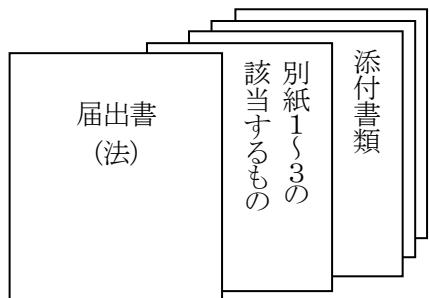
#### （イ）その他、届出の際に提出する書類

必要な書類	備考
委任状	代表者以外が届出をする場合

## (5) 届出書の綴じ方

・法の届出の場合

届出書（法）+別紙+添付書類



・条例の届出の場合

届出書（条例）+別紙+添付書類



(6) 届出書の記載方法

ア 法の届出書（表紙） 記載例

ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長様

届出者

住所 堺市堺区〇〇町〇〇番〇号

〇〇産業株式会社

氏名 代表取締役 青空 守

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

大気汚染防止法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項）の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	まるまるさんぎょう さかいこうじょう 〇〇産業株式会社 堺工場 (電話番号 000-000-0000)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 000-0000) 堺市〇区〇〇町〇番〇号	※受理年月日	
ばい煙発生施設の種類	1項 ボイラー 1基	※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり	※備考 (受付印等)	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり		
添付書類 1 ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図） 2 変更概要説明書（変更届の場合に限る。）			

参考事項

工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届け出るべき者が常時使用する従業員数	400人
工場又は事業場の規模		資本金	1億円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先（電話番号）	労働安全環境部 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

イ 条例の届出書（表紙）記載例

届出施設設置（~~使用・変更~~）届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長様

届出者 住所 堺市堺区〇〇町〇番〇号

〇〇工業株式会社

氏名 代表取締役 青空 守

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項（第21条第1項・第23条第1項）の規定により、届出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称 ふりがな		まるまるこうぎょう さかいこうじょう 〇〇工業株式会社堺工場 (電話番号 000-000-0000)		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		(郵便番号 000-0000) 堺市〇区〇〇町〇号〇番		※受理年月日	年 月 日
届出施設の種類		1-19項 加熱炉1基		※施設番号	
ばい煙 ばいじん 有害物質	届出施設の構造	別紙1の1のとおり		※備考	
	届出施設の使用又は管理の方法	別紙1の2のとおり			
	ばい煙等の処理等の方法	別紙1の3のとおり			
粉じん	届出施設の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	別紙2の1から別紙2の4までのとおり			
添付書類 1届出施設及びばい煙等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図） 2工場又は事業場の付近の見取り図（指定有害物質以外の有害物質に係る届出の場合に限る。） 3変更概要説明書（変更届の場合に限る。）					

参考事項			
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届け出すべき者が常時使用する従業員数	300人
工場又は事業場の規模		資本金	1億円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先（電話番号）			環境安全課（電話 000-000-0000）

備考 1届出施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等の関する条例施行規則別表第3第1号から第3号までに掲げる項番号及び名称を記載すること。

2別紙については、届出施設の種類に応じて、必要なものを添付すること。

3※印の欄には、記載しないこと。

ウ 届出書（表紙） 記載上の注意事項

1 表題等	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 &lt;例&gt;</p> <table border="1" data-bbox="536 339 1076 485"> <tr> <td>設置届</td><td>設置 (使用、変更) 届出書</td></tr> <tr> <td>変更届</td><td>設置 (使用、変更) 届出書</td></tr> <tr> <td>使用届</td><td>設置 (使用、変更) 届出書</td></tr> </table> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。 &lt;例&gt;</p> <p>ア 法の場合</p> <table border="1" data-bbox="536 653 1387 893"> <tr> <td>設置届</td><td>大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)</td></tr> <tr> <td>変更届</td><td>大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)</td></tr> <tr> <td>使用届</td><td>大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)</td></tr> </table> <p>イ 条例の場合</p> <table border="1" data-bbox="536 927 1387 1192"> <tr> <td>設置届</td><td>大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)</td></tr> <tr> <td>変更届</td><td>大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)</td></tr> <tr> <td>使用届</td><td>大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)</td></tr> </table>	設置届	設置 (使用、変更) 届出書	変更届	設置 (使用、変更) 届出書	使用届	設置 (使用、変更) 届出書	設置届	大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)	変更届	大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)	使用届	大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)	設置届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)	変更届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)	使用届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)
設置届	設置 (使用、変更) 届出書																		
変更届	設置 (使用、変更) 届出書																		
使用届	設置 (使用、変更) 届出書																		
設置届	大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)																		
変更届	大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)																		
使用届	大気汚染防止法第 6 条第 1 項 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項)																		
設置届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)																		
変更届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)																		
使用届	大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項)																		
2 届出者	<p>法人の場合・・・その名称、本社所在地及び代表者（<u>代表権を有するもの</u>）の職氏名を記載すること。 個人営業の場合・・・事業主の住所、氏名を記載すること。 非法人の団体の場合・町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。</p> <p>&lt;注&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 代表者でない者が届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証明する委任状（1通）を添付すること。</li> <li>2 届出者は、下に掲げる場合を除き、原則として施設の設置者である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>リース、レンタル、貸工場、貸ビル内等のテナントの施設については、施設使用者が届出者である。</li> <li>マンションのボイラーパー等共有施設については、管理組合の代表者又は共有者の代表者が届出者である。</li> </ul> </li> </ol>																		
3 工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。 個人営業の場合は屋号を記載すること。 電話番号を記載すること。 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>																		

4	工場又は事業場の所在地	郵便番号も記載すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（〇〇地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。
5	ばい煙発生施設（届出施設）の種類	法の場合は、法施行令別表第1（第2条関係）、条例の場合は、条例施行規則別表第3第1号（第5条関係・ばいじんに係る届出施設）に係る項番号、名称及び基数を記載すること。 <例> 法の場合 1-1 項 ポイラー2基 条例の場合 1-19 項 加熱炉1基 条例の2以上の区分（例えば、別表第3第1号「ばいじん」と別表第3第2号「有害物質」）に係る届出施設については、次のように記載すること。 <例> 1-23 項乾燥炉 ) 1基 2-4 項ワ乾燥炉
6	工場又は事業場の事業内容	総務省「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。 参照： <a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html</a>
7	工場又は事業場の規模	製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。サービス業等の適当な指標がない業種については、必ずしも記載しなくてもよい。
8	届出すべき者が常時使用する従業員数	届出する事業者が常時使用する従業員の数（本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く）を記載すること。
9	資本金	法人のみ記載すること。
10	当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先（電話番号）	この届出についての連絡先（担当する部・課名等）を記載すること。 また、その連絡先の電話番号（直通、内線の別）を記載すること。 <例> 環境安全課〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇（ダイヤルイン）

工 法の別紙1、条例の別紙1の1（ばい煙）記載例

別紙1 ばい煙発生施設の構造

別紙1の1 届出施設の構造（ばい煙）

工場又は事業場における施設番号	No.1 ボイラー	
名 称 及 び 型 式	ボイラー ○○社製 ABC-123型	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	令和〇年〇月〇日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和〇年〇月〇日	年 月 日
規 模	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )	9.5
	能力 (重油換算 L/h)	97.6L／時 (都市ガス 85.6 m <sup>3</sup> ／時)
	原料の処理能力 (t/h)	
	火格子面積 (m <sup>2</sup> )	
	羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )	
	変圧器の定格能力 (kVA)	
	触媒に付着する炭素の能力 (kg/h)	
	焼却能力 (kg/h)	
	乾燥施設の容量 (m <sup>3</sup> )	
	電流容量 (kA)	
	ポンプの動力 (kW)	
	合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)	
添付書類 ばい煙発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）		

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。

才 法の別紙1、条例の別紙1の1（ばい煙） 記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。）
2	名称及び型式	名称（法施行令別表第1、条例施行規則別表第3に掲げる名称）、製造会社名、型式を記載すること。
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。
6	規模 全体	規模については、付表の当該届出施設等の「単位」の項目について記載すること。（別紙1、別紙1の1に該当する欄がない場合は空欄に記載すること。） ただし、燃料又は電力を使用する場合は、「法のばい煙発生施設」又は「条例のばいじんに係る届出施設」以外の施設であっても「燃料の燃焼能力」又は「変圧器の定格容量」の欄にも記載すること。
	伝熱面積	缶体の銘板に刻印された数値若しくはメーカーの作成する仕様書に記載された数値を記載すること。（労働基準局の検査表にも記載されている。）

6	規模	燃料の燃焼能力	<p>1 液体燃料、気体燃料、微粉炭燃料等を使用する場合に記載すること。</p> <p>2 原則としてバーナーの定格能力から、使用する燃料の種類ごとに下表のとおり、重油の量に換算して記載すること。また、表に掲げる燃料以外の燃料については、当該燃料と同量の発熱量を有する重油（高発熱量 43,950kJ/kg、比重 0.9）の量に換算すること。</p> <p>ただし、バーナーの定格能力が不明の場合は、炉の本体の設計熱量計算（投入熱量）を使用する燃料の低位発熱量で除した値をバーナーの定格能力とする。</p>															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th><th>燃料の量</th><th>重油の量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原油又は軽油</td><td>1L</td><td>0.95L</td></tr> <tr> <td>ナフサ又は灯油</td><td>1L</td><td>0.90L</td></tr> <tr> <td>都市ガス 13A</td><td>1m<sup>3</sup></td><td>1.14L</td></tr> <tr> <td>液化石油ガス</td><td>1kg</td><td>1.2L</td></tr> <tr> <td>液化天然ガス</td><td>1kg</td><td>1.3L</td></tr> </tbody> </table>	燃料の種類	燃料の量	重油の量	原油又は軽油	1L	0.95L	ナフサ又は灯油	1L	0.90L	都市ガス 13A	1m <sup>3</sup>	1.14L	液化石油ガス	1kg	1.2L
燃料の種類	燃料の量	重油の量																
原油又は軽油	1L	0.95L																
ナフサ又は灯油	1L	0.90L																
都市ガス 13A	1m <sup>3</sup>	1.14L																
液化石油ガス	1kg	1.2L																
液化天然ガス	1kg	1.3L																
<p>3 一つの施設にバーナーが 2 本以上ある場合又は 2 種類以上の燃料を混焼させる場合はその総量を記載すること。</p> <p>また、燃料の混燃割合が一定でない場合や使用燃料を自由に設定できる場合は、重油換算値の大きなものを記載すること。</p> <p>4 エマルジョン系燃料については、当該燃料中の水及び添加物は霧化剤として定義し、燃料の燃焼能力には加算しない。</p>																		
原料の処理能力	最大能力を記載すること。																	
変圧器の定格容量	<p>kW から kVA への変換については、次の式による。</p> $\text{kW} = \text{力率} \times \text{kVA} \quad (\text{力率} \leq 1)$ <p>ただし、力率については正確な資料がない限り「力率=1」として取り扱う。</p>																	
焼却能力	<p><b>【焼却能力の計算方法】</b></p> $\text{焼却能力 (kg/h)} = \frac{\text{燃焼室容積 (m}^3\text{)} \times \text{燃焼室熱負荷 (kcal/m}^3 \cdot \text{h)}}{\text{廃棄物の低位発熱量 (kcal/kg)}}$																	

力 法の別紙2、条例の別紙1の2（ばい煙）記載例

別紙2 ばい煙発生施設の使用方法

別紙1の2 届出施設の使用又は管理の方法（ばい煙）

工場又は事業場における施設番号		No.1 ポイラー					
使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等	9時から18時まで 9時間／回1回／日22日／月		時から時まで 時間／回 回／日 日／月			
季節変動		なし					
原 材 料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)		種類					
使 用 割 合							
原 材 料 中 の 成 分 割 合 (%)							
1 日 の 使 用 量							
燃 料 又 は 電 力		種類	都市ガス13A(比重0.64)				
燃 料 中 の 成 分 割 合 (%)		灰分	いおう分	窒素分	(比重)		
発熱量(kJ/L、kJ/m <sup>3</sup> 、kJ/kg)		4500kJ/m <sup>3</sup> (高)					
通 常 の 使 用 量 (L/h、m <sup>3</sup> /h、kWh)		63.6m <sup>3</sup> /h					
混 燃 割 合		専焼					
施 設 の 使 用 形 態							
排出ガス量(m <sup>3</sup> /h)	湿り	最大1200	通常900	最大	通常		
	乾き	最大1000	通常800	最大	通常		
排出ガス温度(℃)							
排出ガス中の酸素濃度(%)							
ばい煙の濃度	ばいじん (g/m <sup>3</sup> )*	最大0.01(O <sub>2</sub> =6%)	通常0.01(O <sub>2</sub> =6%)	最大(O <sub>2</sub> =%)	通常(O <sub>2</sub> =%)		
		最大0.01(O <sub>2</sub> =5%)	通常0.01(O <sub>2</sub> =5%)	最大(O <sub>2</sub> =%)	通常(O <sub>2</sub> =%)		
	いおう酸化物 (ppm)	最大0.0	通常0.0	最大	通常		
	窒素酸化物 (ppm)*	最大43(O <sub>2</sub> =6%)	通常43(O <sub>2</sub> =6%)	最大(O <sub>2</sub> =%)	通常(O <sub>2</sub> =%)		
		最大46(O <sub>2</sub> =5%)	通常46(O <sub>2</sub> =5%)	最大(O <sub>2</sub> =%)	通常(O <sub>2</sub> =%)		
	(ppm、mg/m <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	(ppm、mg/m <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
	(ppm、mg/m <sup>3</sup> )	最大	通常	最大	通常		
ばい煙量	いおう酸化物 (m <sup>3</sup> /h)	最大0.0	通常0.0	最大	通常		

ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要(作業工程)	暖房用
参考事項	

備考 1原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載に当たっては、重量比(%)又は容量比(%)の別を明らかにすること。

2通常の使用量及び排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、発熱量及びばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

3ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

4ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設(ばい煙の処理等を行う施設)がある場合は、処理後の濃度とすること。

5施設の使用形態については、届出施設からの排出ガス抑制方法(排ガス処理又は密閉構造等)について記載すること。ただし、密閉構造の場合は、次の工程等での作業及び排出状況を明らかにすること。

6参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

\*上欄にはメーカーの設計値(メーカー保証値、測定値等)を記載すること。下欄には標準酸素濃度に換算した値を記載すること。

キ 法の別紙2、条例の別紙1の2（ばい煙）記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	別紙1（別紙1の1）の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。	
2	使用状況 季節変動	1日の使用時間及び月間使用日数等 当該届出施設等を最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。	すべて
		使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。（主として暖房用ボイラーなどの場合） <例> ・4月～10月末日までは、休止 ・6～9月までは、60%減少	
3	原材料 種類 使用割合 原材料中の成分割合 1日の使用量	種類 当該届出施設等において使用する原料・原材料のうちばい煙等の発生、排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。	
		使用割合 種類別にその割合を重量比で記載すること。	
		原材料中の成分割合 種類別に重量比で記載すること。	
		1日の使用量 当該届出施設等が最大能力で稼働する場合の使用量を種類別に記載すること。	
4	燃料又は電力 種類 燃料中の成分割合 発熱量 通常の使用量	当該届出施設等の使用する燃料の種類（液体・固体・気体・電力等）を具体的に記載すること。 1 液体燃料の場合、JIS 規格による種類及び液比重（kg/L）を記載。 ..... 1種（A重油）（比重0.85） 2 石炭等固体燃料の場合は、その性状を記載。 ..... 中塊炭（れき青炭） 3 気体燃料の場合は、ガス名及び密度（kg/m <sup>3</sup> ）を記載。 ..... 都市ガス13A（密度0.64） ..... LPG（プロパン）（密度2.0）	燃料又は電力を使用している場合
		燃料中の成分割合 使用する燃料の灰分、いおう分、窒素分の最大値を重量比又は容量比の別を明らかにして記載すること。 注：燃料成分表の数値をそのまま転記するのではなく、契約している業者の保証値を記載すること。 <例> いおう分0.04%～0.09%で変動→いおう分0.1%以下と記載すること。	
		発熱量 高（総）発熱量又は低（真）発熱量の別を明らかにして記載すること。 1kcal=4.1868kJとして計算すること。 <例> 44,577kJ/kg（高）	
		通常の使用量 当該届出施設等の最も多く使用する期間（月）における平均使用量を記載する。また、必ず単位（L/h、m <sup>3</sup> /h、kWh）を記載すること。	

4	燃料又は電力	混焼割合	<p>異種燃料との混焼の場合のみ、種類別燃料使用量の割合を重油換算後の容量比で記載すること。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>A重油 60L/h、都市ガス（13A）50m<sup>3</sup>/h を混焼する場合 都市ガス（13A）重油換算は、<math>50 \times 1.14 = 57\text{L/h}</math></p> <p>A 重油の割合 : <math>\frac{60}{60+57} \times 100 = 51.3\%</math> 都市ガス（13A）の割合 : <math>\frac{57}{60+57} \times 100 = 48.7\%</math> 混焼割合 A重油 : 51.3%、都市ガス（13A）: 48.7%</p>	燃料又は電力を使用している場合														
5	施設の使用形態		法のばい煙、条例のばいじんについては記載不要。	—														
6	排出ガス量		<p>1 排出ガス量は、標準状態（温度 0°C、圧力 1 気圧）に換算して記載すること。</p> <p>2 燃料の燃焼に伴う排出ガス量は、原則として燃焼計算により算出すること。ただし、次のような場合は、排風機（ブロアー）能力により算出すること。</p> <p>(a)電気炉等施設から排出ガス量の認定が困難な場合 (b)排出ガス処理を行っており、実際の排出ガス量が燃焼計算による排出ガス量と相違する場合</p> <p>&lt;燃焼計算&gt;</p> $G' = \{Go' + Ao(m-1)\} W$ $G = \{Go + Ao(m-1)\} W$ <table border="1"> <thead> <tr> <th>G'</th><th>乾き排出ガス量 (m<sup>3</sup>/h)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Go'</td><td>燃料 1L (1m<sup>3</sup>) 当たりの理論乾き排出ガス量 (m<sup>3</sup>/L) (m<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>)</td></tr> <tr> <th>G</th><th>湿り排出ガス量 (m<sup>3</sup>/h)</th></tr> <tr> <td>Go</td><td>燃料 1L (1m<sup>3</sup>) 当たりの理論湿り排出ガス量 (m<sup>3</sup>/L) (m<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>)</td></tr> <tr> <td>Ao</td><td>燃料ごとの理論空気量 (m<sup>3</sup>/L) (m<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>)</td></tr> <tr> <td>m</td><td>空気比 = <math>\frac{21}{21 - O_2}</math> (残存酸素濃度の値。単位 : %)</td></tr> <tr> <td>W</td><td>単位時間当たりの燃料使用量 (L/h) (m<sup>3</sup>/h)</td></tr> </tbody> </table>	G'	乾き排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	Go'	燃料 1L (1m <sup>3</sup> ) 当たりの理論乾き排出ガス量 (m <sup>3</sup> /L) (m <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> )	G	湿り排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	Go	燃料 1L (1m <sup>3</sup> ) 当たりの理論湿り排出ガス量 (m <sup>3</sup> /L) (m <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> )	Ao	燃料ごとの理論空気量 (m <sup>3</sup> /L) (m <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> )	m	空気比 = $\frac{21}{21 - O_2}$ (残存酸素濃度の値。単位 : %)	W	単位時間当たりの燃料使用量 (L/h) (m <sup>3</sup> /h)	すべて
G'	乾き排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)																	
Go'	燃料 1L (1m <sup>3</sup> ) 当たりの理論乾き排出ガス量 (m <sup>3</sup> /L) (m <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> )																	
G	湿り排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)																	
Go	燃料 1L (1m <sup>3</sup> ) 当たりの理論湿り排出ガス量 (m <sup>3</sup> /L) (m <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> )																	
Ao	燃料ごとの理論空気量 (m <sup>3</sup> /L) (m <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> )																	
m	空気比 = $\frac{21}{21 - O_2}$ (残存酸素濃度の値。単位 : %)																	
W	単位時間当たりの燃料使用量 (L/h) (m <sup>3</sup> /h)																	

注：Go'、Go、Ao として下表の値を使用してもよい。

	燃料の量	G0'	Go	Ao
A 重油	1L	8.6	9.7	9.2
B 重油	1L	8.9	10.0	9.4
C 重油	1L	9.0	10.1	9.6
灯油	1L	8.4	9.6	9.0
都市ガス 13A	1m <sup>3</sup>	9.6	11.8	10.7
LPG (プロパン)	1m <sup>3</sup>	21.8	25.8	23.8
LPG (ブタン)	1m <sup>3</sup>	28.5	33.5	31.0

7	排出ガス温度	煙突・フード等出口（排出口）における排出ガスの平均温度を記載すること。	
8	排ガス中の酸素濃度	<p>乾き排出ガス中の酸素濃度（設計値、測定値等）を記載すること。          &lt;注&gt;          測定値による場合は、オルザット分析計を用いる吸収法又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析計を用いて測定すること。          なお、試料採取は窒素酸化物・ばいじんに係る試料と同一の位置で採取すること。</p>	すべて
9 ばい煙の濃度	ばいじん	<p>燃焼に伴って発生し、排出するすす、その他のばいじんの乾き排出ガス中濃度を記載すること。          上欄は、設計値（メーカー保証値、測定値等）を記載すること。          下欄は、上欄を標準酸素濃度（法施行規則別表第2備考のOn、条例施行規則別表第5第1号備考1のOn）に換算した値を記載すること。          また、標準酸素濃度も併せて記載すること。          &lt;注&gt;</p> <p>1 測定値による場合は、JIS Z 8808 に定める方法により行うこと。          2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であつても個々の施設ごとに計算する（各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する）。          計算方法は、各施設の出口濃度に下記の係数を掛けたものとすること。</p> $\text{係数} = 1 - \text{除じん効率} = \frac{\text{集じん機出口のばいじん量}}{\text{集じん機入口のばいじん量}}$	すべて
	いおう酸化物	<p>燃焼に伴って発生し、排出するいおう酸化物の乾き排出ガス中濃度（設計値等）を記載すること。          燃料中のいおう分が判明している場合は、次式によって計算することができる。</p> $\text{いおう酸化物 (ppm)} = \frac{7,000 \times S (\%)}{\text{単位乾き排出ガス量(m}^3/\text{kg)}}$ <p>ただし、単位乾き排出ガス量は、排出ガス量の項で算出したものを使用すること。</p> <p>&lt;注&gt;</p> <p>1 測定値による場合は、JIS K 0103 に定める方法により行うこと。          2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であつても個々の施設ごとに計算する（各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する）          計算方法は、各施設の出口濃度に下記の係数を掛けたものとすること。</p> $\text{係数} = 1 - \text{処理効率} = \frac{\text{処理装置出口の濃度}}{\text{処理装置入口の濃度}}$	法のみ

9 ぱい煙の濃度	窒素酸化物	<p>燃焼に伴って発生し、排出する窒素酸化物の乾き排出ガス中濃度を記載すること。</p> <p>上欄は、設計値（メーカー保証値、測定値等）を記載すること。</p> <p>下欄は、上欄を標準酸素濃度（法施行規則別表第3の2備考のOn）に換算した値を記載すること。</p> <p>また、標準酸素濃度も併せて記載すること。</p> <p>&lt;注&gt;</p> <p>1 測定値による場合は、JIS K 0104 に定める方法により行うこと。</p> <p>2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合にあっては、いおう酸化物&lt;注&gt;2 の例によること。</p>	
	その他の有害物質	<p>法施行令第1条（窒素酸化物を除く）、条例施行規則別表第1に掲げる有害物質の名称及び濃度（設計値等）を記載すること。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p><math>C' \text{ (ppm)} \text{ から } C \text{ (mg/m}^3\text{) } \rightarrow C = \frac{C' \times M}{22.4}</math></p> <p>M : 分子量</p> <p>&lt;注&gt;</p> <p>複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合にあっては、いおう酸化物の&lt;注&gt;の2の例によること。</p>	法のみ
10 ぱい煙量	いおう酸化物	<p>燃料その他のもの（原料、じん芥）の燃焼に伴い発生し排出するいおう酸化物の量(<math>\text{m}^3/\text{h}</math>)を記載すること。</p> <p>&lt;参考&gt; いおう酸化物の排出量は、次式で計算できる。</p> <p>いおう酸化物の排出量 = <math>0.007 \times \text{燃料の燃焼能力} \times \rho \times S</math></p> <p><math>\rho</math> : 燃料比重</p> <p>S : 別紙2（別紙1の2）に記載した燃料中のいおう分（届出値）。ただし、排煙脱硫装置が設置されている場合は、相当いおう分</p> <p>*相当いおう分の算出方法</p> <p>相当いおう分 = <math>\frac{(100 - \eta)}{100} \times \text{燃料中のS分}</math></p> <p><math>\eta</math> : 脱硫効率</p>	法のみ
11 作業工程		<p>当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。</p> <p>&lt;注&gt;</p> <p>ボイラーについては、その使用用途（冷暖房用、給湯用、製造工程用等）を記載すること。</p>	すべて
12 参考事項		記載についての補足等を記載すること。（低 NOx バーナーの採用や燃焼方法の改善による窒素酸化物の低減対策等）	
<p>&lt;注&gt;</p> <p>1 ぱい煙の濃度及びぱい煙量は、ぱい煙の処理施設がある場合は、処理後の濃度及び量を記載すること。</p> <p>2 それぞれの最大値の欄には、当該施設が最大能力、又は、ぱい煙に関して最高濃度（最大排出量）で稼働する場合の値を記載すること。</p> <p>3 通常値は、当該施設が平常状態で稼働する場合の平均値とする。</p>			

ク 法の別紙3、条例の別紙1の3（ばい煙）記載例

別紙3 ばい煙の処理方法

別紙2 挥発性有機化合物の処理の方法

別紙1の3 ばい煙等の処理等の方法（ばい煙）

ばい煙処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の工場又は事業場における施設番号	No.1 煙突					
処理に係るばい煙発生施設（届出施設）の工場又は事業場における施設番号	No.1 ボイラー					
ばい煙処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の種類、名称及び型式	ステンレス製排気筒					
設置年月日	年月日		年月日			
着手予定期年月日	令和〇年〇月〇日		年月日			
使用開始予定期年月日	令和〇年〇月〇日		年月日			
処理能力 ばい煙の濃度	排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	最大 通	1200 900			
	排出ガス温度 (°C)	処理前 処理後	140			
	ばいじん (g/m <sup>3</sup> )*	処理前 処理後	0.01(O <sub>2</sub> =6%) (O <sub>2</sub> =%)	0.01(O <sub>2</sub> =6%) (O <sub>2</sub> =%)		
	いおう 酸化物 (ppm)	処理前 処理後				
	窒素酸化物 (ppm)*	処理前 処理後	43(O <sub>2</sub> =6%) (O <sub>2</sub> =%)	46(O <sub>2</sub> =6%) (O <sub>2</sub> =%)		
	(mg/m <sup>3</sup> ) (ppm)	処理前 処理後				
	(mg/m <sup>3</sup> ) (ppm)	処理前 処理後				
	いおう 酸化物 (m <sup>3</sup> /h)	最大 通 常	処理前 処理後			
	ばい煙量	処理前 処理後				
	1日の使用時間及び 月間使用日数等	9時から18時まで 9時間/回1回/日22日/月		時から時まで 時間/回回/日日/月		
	季節変動	なし				
排出口の実高さH <sub>o</sub> (m) 及び頂上口径D(m)	H <sub>o</sub> 15D0.3		H <sub>o</sub> D			
排出口の番号	No.1					
陣塁の有無	有	・無	有・無			
補正された排出口の高さH <sub>e</sub> (m)	15					
排出速度(m/s)	7.25					
排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離(m)						
添付書類ばい煙処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクトを含む。）の構造概要図（主要寸法及び測定箇所を記入すること。）						

排出口の中心からその至近距離にある他の人の所有する建築物（倉庫等は除く。）の実高さh(m)及び水平距離d(m)	h d	h d
ばい煙測定口の有無及び口径	有(口径100mm)・無	有(口径mm)・無

備考 1 設置届出の場合には着手年月日及び使用開始予定期年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合に

は設置年月日、着手予定期年月日及び使用開始予定期年月日の欄にそれぞれ記載すること。

2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

3 ばい煙の濃度は乾きガス中の濃度とすること。

4 補正された排出口の高さH<sub>e</sub>は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。

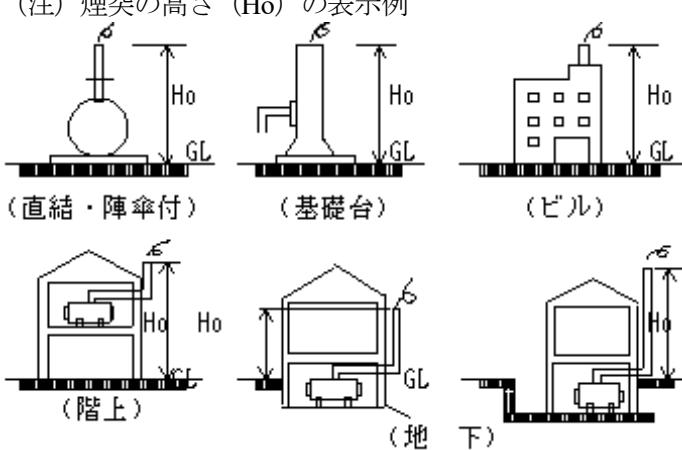
5 参考事項として、処理効率に係る設計上の基本的事項に関する資料を添付すること。

\*左欄にはメーカーの設計値（メーカー保証値、測定値等）を記載すること。右欄には標準酸素濃度に換算した値を記載すること。

ケ 法の別紙3、条例の別紙1の3（ばい煙）記載上の注意事項

1	ばい煙処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該処理施設等（煙突等を含む）の固有番号（記号）を記載すること。 注：処理施設等とは、ばい煙処理施設及びばい煙等の処理等を行う施設をいう（以下同じ）	す べ て
2	処理に係るばい煙発生施設（届出施設等）の工場又は事業場における施設番号	別紙1（別紙1の1）及び別紙2（別紙1の2）の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。 ただし、他に当該処理施設等を共用する届出施設等がある場合には、その施設番号も併せて記載すること。	
3	ばい煙処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の種類、名称及び型式	当該処理施設等の種類、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> ○○社製ベンチュリースクラバー	
4	設置年月日	当該処理施設等の設置年月日を記載すること。 (既存の処理施設等の場合のみ記載すること)	
5	着手予定年月日	当該処理施設等の関係工事（基礎工事を含む）に着手する予定年月日を記載すること。市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。 (既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない)	
6	使用開始予定年月日	当該処理施設等の使用開始予定年月日を記載すること。 (既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない)	
7	処理能力 排出ガス量	当該処理施設等で処理する湿り排出ガス量を標準状態（0°C、1気圧）に換算した値（設計値等で、複数の施設を集合して処理している場合は、その集合値（合計値）をいう。以下別紙3（別紙1の3）において同じ）を記載すること。 排出ガス量の計算方法は、別紙2（別紙1の2）の記載例を参考にすること。	
	排出ガス温度	処理前については、当該処理施設等の入口の平均温度、処理後については、出口の平均温度を記載すること。	

7	処理能力	ばいじん ばい煙の濃度 いおう酸化物 窒素酸化物	処理前・ 処理後	<p>当該処理施設等で処理するばいじんの乾き排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。</p> <p>左欄は、設計値（メーカー保証値、測定値等）を記載すること。</p> <p>右欄は、前欄を標準酸素（法施行規則別表第2備考、条例施行規則別表第5第1号備考1のOn）に換算した値を記載すること。また、標準酸素濃度も併せて記載すること。</p> <p>&lt;注&gt;</p> <p>測定値による場合は、酸素濃度の測定については、オルザット分析計を用いる吸収法又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析計を用いて測定すること。</p> <p>ばいじんについては、JIS Z 8808に定める方法により行うこと。</p> <p>なお、酸素及びばいじんに係る試料は同一の位置で採取すること。また、測定法、測定箇所を明らかにすること。</p>	すべて
			処理効率	<p>重量比で記載すること。</p> <p>&lt;参考&gt; ばいじんの処理効率の算出方法</p> $\text{ばいじんの処理効率} = \frac{\text{(入口のばいじん量} - \text{出口のばいじん量})}{\text{入口のばいじん量}} \times 100$	すべて
			処理前・ 処理後	<p>当該処理施設等で処理するいおう酸化物の乾き排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。</p> <p>&lt;注&gt;</p> <p>測定値による場合は、JIS K 0103に定める方法により行うこと。</p> <p>また、測定法、測定箇所を明らかにすること。</p>	法のみ
			処理効率	<p>容量比で記載すること。</p> <p>&lt;参考&gt; いおう酸化物の処理効率の算出方法</p> $\text{いおう酸化物の処理効率} = \frac{\text{(入口濃度} - \text{出口濃度})}{\text{入口濃度}} \times 100$	法のみ
			処理前・ 処理後	<p>当該処理施設等で処理する窒素酸化物の乾き排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。</p> <p>左欄は、設計値（メーカー保証値、測定値等）を記載すること。</p> <p>右欄は、前欄を標準酸素（法施行規則別表第2備考のOn）に換算すること。また、標準酸素濃度も併せて記載すること。</p> <p>&lt;注&gt;</p> <p>測定値による場合は、酸素濃度の測定については、オルザット分析計を用いる吸収法又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析計を用いて測定すること。</p> <p>窒素酸化物については、JIS K 0104に定める方法により行うこと。</p> <p>なお、酸素及び窒素酸化物に係る試料は同一の位置で採取すること。また、測定法、測定箇所を明らかにすること。</p>	法のみ
			処理効率	<p>容量比で記載すること。</p> <p>&lt;参考&gt; 窒素酸化物の処理効率の算出方法は、「いおう酸化物」の同欄を参照すること。</p>	法のみ

7	処理能力 ぱい煙の濃度	空欄	処理前・ 処理後	当該処理施設等で処理する有害物質（法施行規則別表第3の上欄の物質及び揮発性有機化合物の名称及び濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。	法のみ
			処理効率	重量比又は容量比で記載すること。 <参考> 有害物質等の処理効率の算出方法は、「いおう酸化物の同欄を参照すること。	
	ぱい煙量 いおう酸化物	いおう酸化物	処理前・ 処理後	当該処理施設等で処理するいおう酸化物の量（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。	法のみ
8	使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数	当該処理施設等（又は煙突）の最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。	すべて	
		季節変動	使用状況に季節変動がある場合のみ、その変動状況を記載すること。 <例> 暖房用、冬期11月～3月のみ使用		
9	排出口の実高さ Ho 及び頂上の口径 D		高さは、地盤面（GL）からの高さを記載すること。 頂上口径は、頂部内径を記載し、丸型、角型を明記すること。 <例> ・ H : 15D : 0.3 (φ) ・ H : 30D : 0.4×0.5 (□) (注) 煙突の高さ (Ho) の表示例 	法のみ	
10	排出口の番号		当該施設の煙突（排出口）の番号を記載すること。	法のみ	
11	陣傘の有無		煙突（排出口）の陣傘（排出口における雨避けフード）の有無を記載すること。 なお、煙突（排出口）が下向き、横向き、H型、T型、斜め向きの場合は有を選択すること。		

12	補正された排出口の実高さ He	法施行規則第3条第2項の算式により算出すること。 ただし、算出には、次の数値を使用すること。	法のみ	
		Q (排出ガス量) 「別紙2 (別紙1の2) 排出ガス量・湿り・最大値」欄の値		
		V (排出速度) 「別紙3 (別紙1の3) 排出速度」欄の値		
		T (排出ガス温度) 「別紙3 (別紙1の3) 排出ガス温度」欄の値		
13	排出速度	<p>煙突(排出口)出口における排出ガスの排出速度の最大値(最大排出ガス量による値)を記載すること。 また、排風機(排ガスファン)がある場合は、明記すること。 &lt;注&gt; 2以上の届出施設等で1つの煙突(排出口)を共有する場合においても当該届出施設等の1基の値を記載すること。</p>		
14	排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離	法のばい煙、条例のばいじんについては記載不要。		
15	排出口の中心からその至近距離にある他人の所有する建築物(倉庫等は除く)の実高さ h 及び水平距離 d	法のばい煙、条例のばいじんについては記載不要。		
16	ばい煙測定口の有無及び口径	ばい煙測定口の有無の別に○を付け、有る場合は口径を記載すること。(位置については、添付の図面に明記すること)	すべて	

(7) 添付書類等

ア 変更概要説明書 記載例

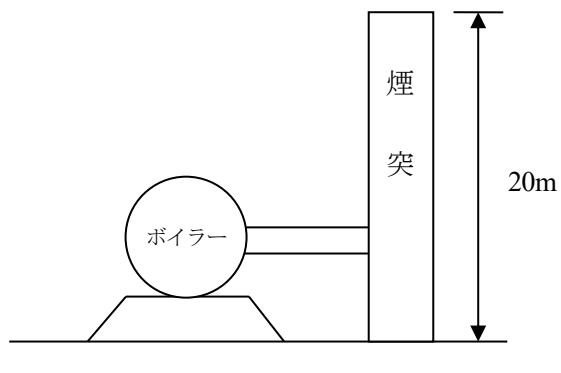
変更概要説明書（理由）

次の事項を変更しますので、別添のとおり届け出ます。

施設番号 (種類)	当該施設を設置した ときの届出年月日 及び受付番号	主要変更事項	変更予定年月日	変更理由
No. 1ボイラー (1 項)	令和〇〇年〇月〇日 事指第〇一〇〇号	煙突の高さの変更 (Ho=20m→15m)	令和〇〇年 〇月〇日	老朽化のため変更

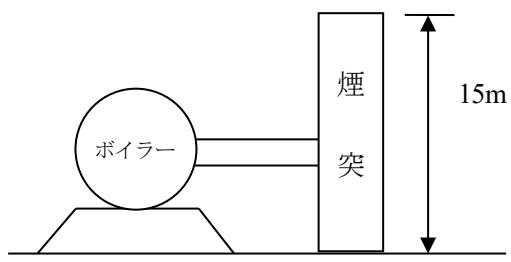
[備考]

<変更前>



燃料：A 重油

<変更後>



燃料：都市ガス 1 3A

イ 変更概要説明書 記載上の注意事項

1	施設番号（種類）	過去の届出をもとに、工場又は事業場における当該届出施設等の固有の番号（記号）又は呼称を記入すること。 種類は、法施行令別表第1、条例施行規則別表第3第1号に係る項番号、名称及び基数を記入すること。 <例> No.1・No.2（法：1項ボイラー2基） 加-1（条例：1-19項加熱炉1基）
2	当該施設を設置したときの届出年月及び受付番号	当該施設を設置したときの設置届表紙の「※備考」欄内の届出年月日（市町村受付印内に記載される年月日及び受付番号（堺市受付印内に記載される番号）を記入すること。
3	主要変更事項	具体的に変更しようとする事項を記入する。 <例> 1 燃料の変更（A重油→都市ガス13A） 2 煙突の高さの変更（Ho=15m→Ho=10m）
4	変更予定年月日	変更に伴って工事を行う場合は、当該工事（基礎工事を含む）の着手予定日を記入すること。 市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。
5	変更理由	簡明に記入すること。 <例> いおう酸化物排出量削減のため
6	備考	変更前後についての概略図やフローシートを簡略に記入すること。また、その他特に記入する必要のある事項を記入すること。